

【船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示及び船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する件】

危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）の規定に基づき、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示及び船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年十二月二十二日 国土交通大臣 馬淵 澄夫

船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示及び船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示

（船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示の一部改正）

第一条 船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示（昭和三十二年運輸省告示第五百八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二号中「運搬」を「運送」に改める。

第二条第一号中「運搬」を「運送」に、「核分裂性物質に含まれる」を「当該輸送物すべてに含まれる」に改め、「一〇〇分の一以下のもの」の下に「及び当該輸送物すべてに含まれるベリリウムの濃度が一キログラム当たり一グラムを超えないもの」を加え、同条第二号中「のウラン二三五」を「の質量の合計のウラン二三五の質量」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 一又は二以上の輸送物（収納されている核分裂性核種がプルトニウムの場合に限る。）を運送するにあたり、当該輸送物すべてに含まれるプルトニウムの質量が一キログラム以下であつて、かつ、プルトニウム二三九及びプルトニウム二四一の質量の合計のプルトニウムの質量に対する比率が一〇〇分の二〇以下であるもの。ただし、専用積載により運送する場合に限る。

第二条第四号中「のウラン」を「の質量の合計のウランの質量」に改める。

別表第一の表中

「	35	⁸² Br	4×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^1	1×10^6	」	を
「	35	⁸² Br	4×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^1	1×10^6	」	に改める。
	36	⁷⁹ Kr	4	2	1×10^3	1×10^5		

第二条（略）